個人住民税 (市・県民税)

特別徴収の徹底について

たに実施していただく予定の事業所に、指定予告通知書を送付します。 三重県内全市町では、平成26年度から個人住民税の特別徴収の実施を徹底します。新

三重県総務部税収確保課

通知日 10月16日水発送予定

指定予告通知書送付対象事業所

- ・特別徴収を実施していない事業所
- 実施していない事業所など パート・アルバイトなどの 一部の従業員の特別徴収を

収税額の決定通知書」を送付 報告書などにより計算を行 をしていただくのは、平成26 に係る市民税・県民税特別徴 平成26年5月に「給与所得等 ます。該当する事業所には、 い、税額が発生した場合となり 年1月に提出される給与支払 送付します。実際に特別徴収 給与支払報告書などに基づき 平成25年1月に提出された

ますか? 事業主のみなさんへ

個人住民税を特別徴収してい

場合があります。 別徴収を実施していただきます。 期支給など一部対象外となる ら特別徴収(引き去り)して、 ※非課税従業員、給与の不定 すべての従業員を対象に、特 入することになっています。 給与所得者に代わって市に納 法令により、事業主が給与か パート・アルバイトを含む 給与所得者の個人住民税は、

られていますか? 個人住民税が給与から引き去 従業員のみなさんへ

り)されていますか。 税・県民税特別徴収税額の決 ら「給与所得等に係る市民 すか。また毎月の給与から個 定通知書」が配付されていま 人住民税が特別徴収(引き去 毎年5月末までに事業主か

合算のうえ、税額計算を行 給されているかたは、所得を ※複数の事業所より給与を支 給される給与より特別徴収 (引き去り)されます。 い、いずれかの事業所から支

索できます。 mu/hp/)をご覧ください。 ://www.pref.mie.lg.jp/ze くか、ホームページ(風http 保課まで問い合わせていただ 係または三重県総務部税収確 「三重 県税のページ」で検 くわしくは、税務課市民税

特別徴収を行っている事業所に

とに送付しますので、他市町で

指定予告通知書は各市町ご

も送付される場合があります。

平成25年度交通安全ポスター

コンクール入賞者発表

点の応募作品の中から次の10人が入賞となりました。 市が募集した交通安全ポスターの審査の結果、321



ゆずりあい おもいやり・

时間にゆとり

安楽島小3年 石 野 改さん

加茂中3年

佐藤

唯さん

羽市長當

安全確認



答志小5年

ちゃんと 止まっ

中学生の部

加茂中2年 局羽市交通安全母の 小久保

鳥羽地区交通安全協会長賞

加茂中2年 鳥羽市自治会連合会長賞 中学生の部 寺本明日香さん

小学生の部

鳥羽警察署長賞

鳥羽小6年

中村太陽さん

加茂中2年 中学生の部 答志小6年 小学生の部 藤原 勢力あかりさん 華さん

> 鳥羽東中1年 小学生の部 中学生の部 鳥羽小4年 斎藤小夏さん 原千菜実さん

ラザハロー ところ鳥羽ショッピングプ とき 10月11日金まで しています】 【交通安全ポスター展を開催